



**国民健康保険税が決定します**

令和3年度国民健康保険税納税  
通知書を世帯主宛に送付します。  
送付時期 7月中旬  
納付方法

◆普通徴収（口座振替または納付書）  
7月（第1期）から令和4年3月（第9期）までの9回で納付していただきます。

◆特別徴収（年金天引き）  
特別徴収の方は、年金支給月に年金から天引きします。

**注意事項**

「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月16日（火）以降に提出した場合は、本来とは異なる保険税や自己負担となることがあります。

**国民健康保険**

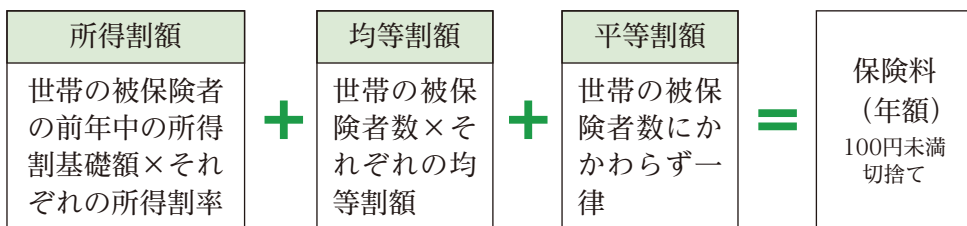
病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、皆で助け合う制度です。

対象は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外の方すべてです。

ID 304561762

**計算方法**

国民健康保険税は、被保険者の人数と前年の所得を基に、世帯単位で算定します。



|     | 所得割  | 均等割     | 平等割     | 課税限度額 |
|-----|------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 5.7% | 25,800円 | 19,400円 | 63万円  |
| 支援分 | 2.1% | 9,400円  | 7,100円  | 19万円  |
| 介護分 | 1.7% | 10,000円 | 5,300円  | 17万円  |

▽保険医療課（TEL 23・7625）

**保険税の軽減**

税制改正に伴い、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられたため、基礎控除額が10万円引き上げられました。

一定の給与所得者などが2人以上いる世帯は、保険税の軽減対象から外れてしまう場合があります。そのため、税制改正の影響を抑えるよう、下表のとおり見直しを行いました。

軽減を受けるための申請は不要です。ただし、課税所得がない場合でも、住民税の申告または簡易申告をしていないと軽減されません。

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された者で、その後も継続して同一の世帯に属する者。

※2 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と、公的年金等所得者（60万円を超える65歳未満の者、または125万円を超える65歳以上の者）

|    | 令和2年度（変更前）                            | 令和3年度（変更後）  |
|----|---------------------------------------|---|
| 7割 | 33万円以下の世帯                             | 43万円+10万円×（給与所得者等の数※2-1）以下の世帯                         |
| 5割 | 33万円+28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数※1）以下の世帯 | 43万円+28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯 |
| 2割 | 33万円+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯     | 43万円+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯   |



国民健康保険  
高年齢受給者証を送付します

ID 431634361

▽保険医療課 (TEL 23・7625)

8月1日(日)から使用していただく高年齢受給者証(薄橙色)を送付します。

送付時期 7月下旬

対象 70歳～74歳の国民健康保険被保険者

高年齢受給者証

- ◆ 国民健康保険に加入している方で、70歳になると自己負担割合や自己負担限度額が変わります。
- ◆ 70歳以上75歳未満の方には、所得に応じた自己負担割合が記載された「高年齢受給者証」が交付されます。
- ◆ 医療機関で診察・治療を受けるときは、国民健康保険被保険者証と高年齢受給者証を医療機関の窓口には必ず提示してください。

国民健康保険  
限度額適用認定証などの更新時期です

ID 914453558

▽保険医療課 (TEL 23・7625)

現在の認定証の有効期限は7月31日(土)です。入院や高額な外来診療の予定があり、認定証が必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。

入院や高額な外来診療の予定がない場合は、必要が生じたときに申請してください。

- ◆ 国民健康保険限度額適用認定証
- ◆ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

注意事項

◆ 国民健康保険税を滞納している  
と限度額適用認定証などの交付  
を受けられません。

持ち物

- ◆ 印鑑
- ◆ 対象者の国民健康保険被保険者証
- ◆ 世帯主と対象者のマイナンバー  
確認書類
- ◆ 別世帯の方が申請する場合は委任状

後期高齢者医療  
保険証などを更新します

ID 532949509

▽保険医療課 (TEL 23・7625)

■ 後期高齢者医療被保険者証(保険証)

8月1日(日)から使用していただく保険証(若草色)を送付します。

送付時期 7月下旬

送付方法 簡易書留郵便(転送不要)

◆ 8月になっても保険証が届かない場合は保険医療課へ連絡してください。

◆ 現在お持ちの保険証(オレンジ色)は7月31日(土)が有効期限です。

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度額証)

送付時期 7月下旬

対象 有効期限が令和3年7月31日(土)の減額証・限度額証をお持ちの方で、8月以降も引き続き減額証・限度額証の交付対象となる方

注意事項

◆ 新たに減額証・限度額証が必要となる方は、申請が必要です。保険医療課または、総合支所地域課で手続きをしてください。



▲新しい保険証は若草色です。

減額証・限度額証

保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示すると、1カ月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。また、入院時の食事・居住費の軽減もあります(減額証のみ)。



後期高齢者医療保険料が決定します

ID 123127400

▽保険医療課 (TEL 23・7625)

「後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書」を郵送します。

送付時期 7月中旬

納付方法

7月中旬に発送する「後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書」をご覧ください。

注意事項

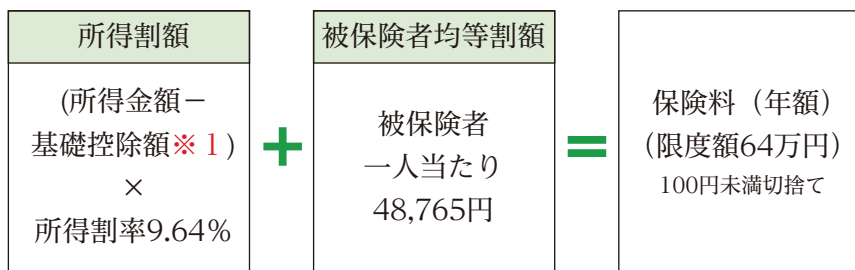
「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月16日(火)以降に提出した場合は、本来とは異なる保険料や自己負担となることがあります。

後期高齢者医療被保険者

- ◆ 75歳以上の方（75歳の誕生日から）
- ◆ 65歳以上75歳未満で、一定の障害があると広域連合の認定を受けた方（認定日から）

計算方法

保険料は、被保険者の令和2年中の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して計算します。



|                                       |                   |      |
|---------------------------------------|-------------------|------|
| ※1 令和3年度から保険料にかかると基礎控除額が合計所得により変わります。 | 2,400万円以下         | 43万円 |
|                                       | 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 |
|                                       | 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 |
|                                       | 2,500万円超          | 0円   |

保険料の軽減

次に該当する方は保険料の軽減があります。

◆ 所得の低い方（被保険者均等割額が軽減されます。令和3年度から国の基準に合わせて、対象を下表のとおり見直しました。）

◆ 職場の健康保険などの被扶養者だった方（所得割額が課せられず、被保険者均等割額が資格取得後2年間は5割軽減されます）

※2 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と、公的年金等所得者（当該公的年金等の収入金額が60万円を超える65歳未満の者、または当該公的年金等の収入金額が125万円を超える65歳以上の者）

※3 世帯主および世帯の被保険者の中に、給与所得者等が2人以上いる場合には、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

|    | 令和2年度 (変更前)                | 令和3年度 (変更後)  |
|----|----------------------------|--|
| 7割 | 33万円以下の世帯                  | 43万円+ [10万円× (給与所得者等※2の人数-1)]<br>※3以下の世帯           |
| 5割 | 33万円+ (28.5万円×被保険者数) 以下の世帯 | 43万円+ (28.5万円×被保険者数) + [10万円× (給与所得者等の人数-1)] 以下の世帯 |
| 2割 | 33万円+ (52万円×被保険者数) 以下の世帯   | 43万円+ (52万円×被保険者数) + [10万円× (給与所得者等の人数-1)] 以下の世帯   |



**お問い合わせ**

☎0570 - 011558

期間 7月12日(月)～8月31日(火)  
(土・日曜日および祝日も開設)

時間 8:45～17:15

**ご注意**

コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることは一切ありません。不審な電話がありましたら、保険医療課へお問い合わせください。

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合などについては、コールセンターへお問い合わせください。  
納付方法など納付については、保険医療課へお問い合わせください。

▽保険医療課 (TEL 23・7625)

ID 395538393

**後期高齢者医療  
コールセンター**

**市の計画にあなたの声を  
お聞かせください**  
パブリックコメント制度

ID 857431666

▽福祉課 (TEL 23・7624)

■(仮称) 福祉従事者がやりがいと自信を持って働き続けることができる条例  
募集期間 6月16日(水)～7月6日(火)  
提出方法

住所、氏名を記入の上、次の①から④のいずれかの方法で提出してください。

- ①福祉課に持参
- ②郵送

〒441-1392 (住所不要)

新城市役所 福祉課

- ③FAX (23・7699)

- ④メール (fukushi@city.shinshiro.lg.jp)

※口頭や電話による意見は受け付けできません。また、お寄せいただいた意見に対する個別の回答は行いません。

**閲覧方法・場所**

次の場所で募集期間と同じ期間計画書の閲覧ができます。

- ◆市ホームページ
- ◆福祉課(本庁舎1階)
- ◆総合支所地域課

**1人で悩まないで  
新城市くらし・しごとサポートセンター**

ID 477714159

▽福祉課 (TEL 23・7624)

生活に関する困りごとを抱えている方、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう体制を整えています。

**■生活困窮者自立相談支援事業**

相談者にとってどのような支援が必要かを一緒に考え、制度の紹介、専門機関への同行など寄り添いながら、生活の安定に向けた支援を行います。継続的な支援が必要な方へは、支援プランを作成し、関係機関と連携しながら支援を行います。

**■生活困窮者就労準備支援事業**

長期間働いていないなど、働くことに不安や悩みを抱えた方に1年を超えない期間で就労に向けた支援計画を作成し、就労への準備を支援します。

**■生活困窮者家計改善支援事業**

家計を計画的に管理できるように、「家計の見える化」などに、状況に応じた支援計画を作成します。債務相談や必要に応じて貸付窓口の紹介などを適時に行い、早期に生活を立て直せるような支援を行います。

**このようなことで  
困っていませんか？**

- ◆失業して、仕事を探しているがなかなかみつからず今後の生活が不安
- ◆社会に出るのが怖い
- ◆病気で働けない
- ◆今まで働いたことがないけど働いてみたい
- ◆借金や滞納があって生活費が不足してしまう

**お問い合わせ**

新城市くらし・しごと  
サポートセンター

☎24 - 9811 (要予約)

日時 8:30～17:00 (平日)

場所 社会福祉協議会  
(しんしろ福祉会館内)